サン・ファイン日本語学校　学則

第１章　総則

（基本理念）

第１条

言語習得の課程の中で、異文化理解を深めコミュニケーション能力を育成するとともに日本社会で活躍できる人材の育成を目指す。

（目的）

第２条　本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語教育を通して文化、歴史、社会を理解し、大学、専門学校等への進学に必要な言語能力の習得を目的とし日本社会で活躍できる人材となるように育成することを目的とする。

（名称）

第３条　本学は「サン・ファイン日本語学校」という。

（位置）

第４条　本学は、愛知県一宮市八幡５丁目１番108号に置く

（自己点検・評価）

第５条本学はその教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2．前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第２章　コース、修業期間、収容定員及び休業日

（コース・修業期間・収容定員）

第６条　本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は次のとおりとする。

コース名	修業年数	収容定員	クラス数	授業時数	備考
進学２年コース	２年	40名	２クラス	1600単位時間	４月入学
進学１年６か月コース	１年６か月	40名	２クラス	1200単位時間	10月入学
計		80名	４クラス		

（始期・終期等）

第７条

本学の進学２年コースは、４月１日に始まり翌年度３月31日に終わる。

本学の進学１年６か月コースは、10月１日に始まり翌年度３月31日に終わる。

2. 前項の期間を分けて 2 つの学期とする。
（1）前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで
（2）後期　10 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）
第 8 条　本学の休業日は、次のとおりとする。
（1）土曜日及び日曜日
（2）国民の祝日に関する法律で規定する休日
（3）夏季休業（7 月後半から約 3 週間）
（4）秋季休業（9 月後半から約 2 週間）
（5）冬季休業（12 月後半から約 2 週間）
（6）春季休業（3 月後半から約 2 週間）
2. 教育上必要でありやむを得ない事情があると校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設ける、または休業日を変更することができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）
第 9 条　本学の始業及び就業時刻は、次のとおりとする。
午前クラス 8 時 30 分から 12 時
午後クラス 13 時から 16 時 30 分
2. 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。
第 3 章　教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）
第 10 条　本学の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。ただしここにいう授業時数の 1 単位時間は 45 分とする。1 年間に履修させる授業時数は 800 時間とする。
（1）進学 2 年コース

授業科目	内容	週当たりの授業時数		
		初級	初中級	中級
日本語総合	基礎から学び対話力を養う	12.5	12.5	12.5
文字語彙（漢字）	漢字をはじめ語彙を養う	2.5	2.5	2.5
読解	読む力、書く力を養う	2.5	2.5	2.5
聴解	聞く力、話す力を養う	2.5	2.5	2.5

※読解聴解は各週で時数が変動することがある
※学生の実態に応じて一部変更することがある。

（２）進学１年６か月コース

授業科目	内容	週当たりの授業時数	
		初中級	中級
日本語総合	基礎から学び対話力を養う	12.5	12.5
文字語彙（漢字）	漢字をはじめ語彙を養う	2.5	2.5
読解	読む力、書く力を養う	2.5	2.5
聴解	聞く力、話す力を養う	2.5	2.5

※読解聴解は各週で時数が変動することがある

※学生の実態に応じて一部変更することがある。

（学習の評価）

第 11 条　学習の評価は、当該課程で定める 4 科目にて評価を行い統合的に評価する。評価方法に関しては筆記試験やパフォーマンス評価等にて行う。評価は ABCDF による 5 段階評価 A(100~90)B(89~80)C(79~70)D(60~69)F(0~59) とする。

（日本語教育課程修了の要件）

第 12 条　各授業科目について当該課程で定めた到達目標の達成度を含む 11 条に定める学習の評価にて D 評価以上かつ出席率 85%以上を修了の基準とする。

2. 教育課程の開始時に修了要件を生徒に伝える。

（教職員組織）

第 13 条　本学に次の教職員を置く

（1）校長　1 人

（2）主任教員　1 人

（3）教員　5 人以上（うち常勤講師 2 人以上）

（4）生活指導　2 人以上（うち常勤講師 2 人以上）

（6）事務職員　3 人以上（うち常勤講師 1 人以上）

２　前項のほか、必要な職員を置くことができる。

３　校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第 14 条　本学への入学資格は、次の条件をすべて満たしていることとする。

(1)申請時に 18 歳以上であること

(2)母国あるいは外国で 12 年以上の中等教育

(3)日本の大学、専門学校等の高等教育機関への進学を希望すること

(4)日本語能力が JLPT の N5 以上に相当するもの
(5) 申請者が上陸拒否事由（入管法第 5 条）に該当しないこと

（入学時期）
第 15 条　本学への入学は年 2 回とし、その時期は、4 月および 10 月とする。

（入学手続き）
第 16 条　本学への入学手続きは、次のとおりとする。
(1)本学へ入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第 21 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
(2)前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
(3)本学が出入国在留管理局に対し、入学許可を受けた者の在留資格認定証明書交付申請を代理人として実施する。
(4)在留資格認定証明書の交付を受けた者は、指定期日までに第 22 条に定める納付金を振り込むとともに必要な書類を本学に提出して、入学の手続きをする。

(休学・復学)
第 17 条　生徒が疾病その他やむを得ない事由により、引き続き 7 日以上休学しようとする場合は休学を願い出ることができる。その場合には休学事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて、申請し、校長の許可を受けなければならない。
２　休学した者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

（退学・転学）
第 18 条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長に届け出を行わなければならない。
2　他の学校に転学を志望する学生のあるときは、学生は必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。校長は、その事由を具し、学生の必要な書類を転学先の校長に送付する。
3　　自然災害等により本学が教育を継続することが困難となり転学を余儀なくされた場合においては、学生に不利益が生じないよう転学支援を行うこととする。

（卒業）
第 19 条　第 12 条における要件を満たした者に対し、教務議会にて審議を行い一定の評価を受けた者に対して、校長が卒業を認定する。
2. 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

（褒賞）
第 20 条　本学は、学業成績が優秀で他の学生の模範となる者、または本学の名誉を高めた者に対し、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）
第 21 条　本学は、学則その他の規程に違反し、または学生としての本分に反する行為があった者教育上必要と認められるときは、校長は当該生徒に対し、懲戒処分を行うことができる。
２　懲戒の種類は、次のとおりとする。
(1) 訓告
(2) 停学
(3) 退学
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
（１）　素行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）　学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
（３）　正当な理由がなく、出席率が著しく低い者
（４）　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 5 章　生徒納付金
第 22 条　本学の生徒納付金は、次のとおりとする。
(1) 進学 2 年コース

進学2年コース	入学時(1年目)	入学後(2年目)	合計
入学検定料	30,000 円	-	30,000 円
入学金	30,000 円	-	30,000 円
授業料	630,000 円	630,000 円	1,260,000 円
教材費	25,000 円	25,000 円	50,000 円
施設費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
設備費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
課外活動費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
保険料	10,000 円	10,000 円	20,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円	20,000 円
合計	795,000 円	735,000 円	1,530,000 円

（2）進学１年６か月コース

進学1年6か月コース	入学時(1年目)	入学後(6カ月)	合計
入学検定料	30,000 円	-	30,000 円
入学金	30,000 円	-	30,000 円
授業料	630,000 円	315,000 円	945,000 円
教材費	25,000 円	12,500 円	37,500 円
施設設備費	20,000 円	10,000 円	30,000 円
施設設備費	20,000 円	10,000 円	30,000 円
課外活動費	20,000 円	10,000 円	30,000 円
保険料	10,000 円	5,000 円	15,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円	20,000 円
合計	795,000 円	372,500 円	1,167,500 円

(納入)

第 23 条　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 入国前においても、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第 24 条　生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を１月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 25 条　すでに納入した生徒学納金は、原則として返還しない。ただし、納付金納入後に生徒の不入学又は退学等の返還の取り扱いは次のとおりとする。

(1)入国審査前に入学を辞退する場合、または在外公館において入国査証の申請を行ったが発給されず来日できなかった場合は、入学許可証の返却及び当該事実の確認後、出入国在留管理局に報告の上、入学検定料及び入学金を除く納付金を返還する。なお、返還の時期は在留資格認定証明書の返納後とする。

(2)入学した生徒が中途退学した場合、納付金に関して未受講分の授業料及び施設費・設備費に関しては月割りまたは日割りで返金をする。

第６章　雑則

(寄宿舎)

第 26 条　寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）
第 27 条　健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。実施科目については学校保健安全法施行規則第 6 条に準拠する。

（細則）
第 28 条　この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。